



～Villa Rikyu～

宿泊約款



第1条 適用範囲

- (1)当ヴィラが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- (2)当ヴィラが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとします。

第2条 宿泊契約の申込み

1. 当ヴィラに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ヴィラに申し出ていただきます。
 - (1)宿泊者名
 - (2)宿泊日
 - (3)宿泊料金
 - (4)その他当ヴィラが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ヴィラは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条 宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は、当ヴィラが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。
ただし、当ヴィラが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ヴィラが定める申込金を、当ヴィラが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残金があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 長期ご宿泊の場合は、当ヴィラの請求に従って宿泊料金をお支払いいただくものとします。
5. 第2項の宿泊料金を同項の規定により当ヴィラが指定した日までお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ヴィラがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条 保証金

宿泊期間が7日を超える場合には、ご宿泊費総額の半金の保証金をお預かりさせていただきます。

第5条 宿泊契約締結の拒否

1. 当ヴィラは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1)宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2)満室により客室の余裕がないとき。
 - (3)宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する

行為をするおそれがあると認められるとき。

- (4) 宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団および指定暴力団員等(以下「暴力団」および「暴力団員」とする)またはその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
- (5) 宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
- (6) 宿泊しようとする者が法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき。
- (7) 宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (8) 宿泊しようとする者が宿泊施設もしくは宿泊施設職員(従業員)に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行ない、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行なったと認められるとき。
- (9) 宿泊しようとする者が、伝染病患者であると明らかに認められるとき。
- (10) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (11) 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。

第6条 宿泊客の契約解除権

1. 宿泊客は、当ヴィラに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ヴィラは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが宿泊料金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第1に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3. 当ヴィラは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後15時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条 当ヴィラの契約解除権

1. 当ヴィラは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
 - (3) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
 - (5) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員等(以下「暴力団」及び「暴力団員」とする)またはその関係者、その他反社会勢力であるとき。
 - (6) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
 - (7) 法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき。
 - (8) 他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (9) 宿泊施設もしくは宿泊施設職員(従業員)に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行なったと認められるとき。

- (10)当ヴィラが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
- (11)寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
2. 当ヴィラが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだに提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条 宿泊の登録

宿泊客は、宿泊日当日、当ヴィラのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1)宿泊客の氏名、年齢、性別、住所
- (2)出発日及び出発予定時刻
- (3)その他当ヴィラが必要と認める事項

第9条 客室の使用時間

1. 宿泊客が当ヴィラの客室を使用できる時間は、15:00から翌日の11:00までとします。
ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ヴィラは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1)12時までは、室料金の10%
 - (2)14時までは、室料金の20%
 - (3)超過4時間、室料金の全額

第10条 利用規則の遵守

1. 宿泊客は、当ヴィラ内においては、当ヴィラが定めてヴィラ内に提示した利用規則に従っていただきます。

第11条 営業時間

1. 当ヴィラの主な施設等の営業時間は次のとおりとします。
 - (1)フロント・キャッシャー等 9:00～17:00
 - イ. 門限 全館正面玄関 なし
 - ロ. フロントサービス 9:00～17:00
 - (2)施設サービス時間：
 - イ. フロントテラス 9:00～17:00
 - ロ. インターネット使用 24時間
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。
その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第12条 料金の支払い

1. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ヴィラ対応のクレジットカード、当ヴィラが認めた、宿泊券、宿泊割引券等これに代わり得る方法により、当ホテルに宿泊をする当日前及び当日入室前に宿泊料金をフロントにおいて確認（事前にお支払いされた場合）及びお支払いいただきます。
ただし連泊の場合は、別途定めるチェックインの時刻までにフロントにおいてお支払い

いただくものとします。

2. 当ヴィラが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条 当ヴィラの責任

当ヴィラは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ヴィラの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

第14条 契約した客室の提供ができないときの取扱い

1. 当ヴィラは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ヴィラは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ヴィラの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第15条 寄託物等の取扱い

1. 宿泊客が物品又は現金並びに貴重品についてはフロントにお預けすることはできません。滅失、毀損等の損害が生じる場合がございますので予めご了承下さい。
2. 宿泊客が、当ヴィラ内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品について当ヴィラの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ヴィラは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについてはその限りではありません。

第16条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ヴィラに到着した場合は、その到着前に当ヴィラが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ヴィラは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。（その場合の返品に於いての送料等はお客様のご負担となります）ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め1ヶ月保管し、1ヶ月を超えた場合は当ヴィラにて処分させていただきます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ヴィラの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

第17条 車両及び駐車場の責任

1. 宿泊客が当ヴィラの車両及び駐車場をご利用になる場合、当ヴィラは管理責任まで負うものではありません。事故及び破損・紛失等の際には修理費等損害を与えた賠償を全額別途お支払い頂きます。ただし、駐車場の管理に当たり、当ヴィラの故意又は過失によって損

害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

2. 当ヴィラの車両を使用する際の燃料はご利用時満量になっております。

チェックアウトの際には燃料を満量にした上、当ヴィラ職員がキズ等の確認終了でのご返却となります。

第18条 宿泊客の責任

1. 宿泊客の故意又は過失により当ヴィラが損害を被ったときは当該宿泊客は当ヴィラに対し、その損害を賠償していただきます。

【別表第1】

・ 違約金（第6条第2項関係）

ご出発当日のご延長が4時間を超えた場合				
100%				
不泊	当日	前日	5日前	20日前
100%	100%	100%	50%	20%

(1) %はご予約いただいている契約料金に対する違約金の比率です。

(2) 契約日数が短縮した場合も、その短縮日数にかかわらず、上記の違約金を適用いたします。